

お客さま 各位

横浜幸銀信用組合

未使用手形・小切手用紙の買戻しについて

平素より横浜幸銀信用組合をご愛顧頂き、誠にありがとうございます。

当組合では、手形・小切手の全面的電子化に向けた取り組みとして、当組合が発行した手形・小切手用紙のお客さま未使用分について、一定の条件を満たすものはご希望に応じて買戻しいたしますのでお知らせいたします。詳しくはお取引店にお問い合わせください。

受付期間	令和8年6月15日（月）～令和9年9月30日（木）
買戻の対象	・当組合が発行した「QRコード」が印刷された未使用用紙。 *切り離されていても受付します。 *不正利用防止の観点から、届出印を押捺済の手形・小切手は届出印を塗りつぶしてください。
買戻の対象外	・当組合が発行した「QRコード」が印刷されていない手形・小切手用紙 ・書き損じ等により毀損扱いとなっている手形・小切手用紙
買戻価格	・1枚単位で88円（税込）にて買戻しを受付します。（例）10枚×88円=880円
留意事項	1. 買戻しの申出取消は受付できません。 2. 買戻し対象外の用紙はお客さまご自身でご処分ください。 3. ご返金は、ご依頼された口座に入金します。 4. 返金されるまで、口座は解約できません。 5. 買戻し依頼は、一回限りとなります。 6. 後日、本件に関するいかなる損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。
入金方法等	・お申込み受付日から10日以内にご依頼された口座に入金いたします。 ※入金口座に「カイモドシキン」と摘要に表示します。 ・入金のご連絡は、致しません。
申込について	未使用の用紙が綴られている「約束手形帳」・「小切手帳」を当座勘定取引店の窓口にお持ちください。

未使用の手形・小切手用紙の買戻しにあたりましては、お客さまの商品等の売上ではありませんが、課税事業者様である場合は、経理処理におきまして消費税を含む課税売上高として計上いただく必要があります。詳細なお取り扱いはお客さまの顧問税理士様等にご確認ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標です。）

以上

